

# 【重要事項説明書】

ジャパン少額短期保険株式会社

## 弁護士費用等補償特約付き個人賠償責任保険 「男を守る弁護士保険」「女を守る弁護士保険」のご説明（契約概要）

- ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願い申し上げます。
- 本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については、必ず約款をご参照ください。また、ご不明な点につきましては、代理店または弊社までお問合せください。
- お客さまにとって特に不利益となる事項の記載箇所には★印を付けておりますので必ずご確認ください。

### 1. 商品の仕組み

個人賠償責任保険は、被保険者（\*1）が、偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担したときに保険金をお支払いします。

弁護士費用等補償特約は、日本国内における偶然な事故によって被害（\*2）が発生した場合において、被保険者（\*3）がその被害に関する損害賠償請求を弁護士に委任し弁護士費用等を負担したときや、その被害について法律相談を行い、法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。また、被保険者が痴漢冤罪事件に巻き込まれ、冤罪を晴らすための弁護活動を弁護士に委任し、弁護士費用等を負担したことによって被った損害に対しても、弁護士費用等保険金を支払います。

（\*1）被保険者本人及び本人と同居する者です。

（\*2）被害とは被保険者が被った身体の傷害、住宅または被保険者の日常生活用動産の損壊、もしくは痴漢被害をいいます。

（\*3）被保険者本人、本人の配偶者、本人または配偶者の同居の親族、本人または配偶者の別居の未婚の子です。

### 2. 保険金をお支払いする主な場合

保険金をお支払いする主な場合は次のとおりです。詳細については約款にてご確認ください。

保険金	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
個人賠償責任保険	日本国内において、被保険者が、次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合。 ●被保険者の住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故。 ●被保険者の日常生活に起因する偶然な事故。	1回の事故につき、個人賠償責任保険金額を限度に損害賠償金をお支払いします。 ただし、1回の事故で支払う個人賠償責任保険金が、保険証券等に記載された支払限度額に達した場合は、保険契約は失効します。

弁護士費用等保険金	日本国内における偶然な事故によって被害が発生した場合において、被保険者またはその法定相続人がその被害に関する損害賠償請求を弁護士に委任し、弁護士費用等を負担したことによって損害を被った場合。また、被保険者が痴漢冤罪事件に巻き込まれ、冤罪を晴らすための弁護活動を弁護士に委任し、弁護士費用等を負担したことによって損害を被った場合。	左記の損害の額とします。 ただし、1事故につき、被保険者1名ごとに300万円を限度とします。
法律相談費用保険金	事故によって被害が発生した場合において、被保険者またはその法定相続人がその被害について法律相談を行い、法律相談費用を負担したことによって損害を被った場合。	左記の損害の額とします。 ただし、1事故につき、被保険者1名ごとに10万円を限度とします。

### 3. 保険金をお支払いしない主な場合

(1) 個人賠償責任保険の保険金をお支払いしない主な場合は次のとおりです。詳細については約款にてご確認ください。

①	保険契約者、被保険者またはこれらの法定代理人の故意による損害賠償責任。
②	戦争、内乱、暴動等による損害賠償責任。
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任。
④	核燃料物質の有害な特性等による損害賠償責任。
⑤	被保険者の心神喪失または指図による損害賠償責任。
⑥	被保険者と同居する者に対する損害賠償責任。
⑦	被保険者の職務、業務遂行に直接起因する損害賠償責任。
⑧	被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊によって、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。
⑨	船舶、飛行機、自動車、自動二輪車、銃器、昇降機の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。

(2) 弁護士費用等補償特約の保険金をお支払いしない主な場合は次のとおりです。詳細については約款にてご確認ください。

①	保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。
②	被保険者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為及び被保険者相互間の事故。
③	被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間に発生した事故。
④	被保険者が酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に発生した事故。
⑤	被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の影響を受けているおそれがある状態での事故。
⑥	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動。

⑦	地震もしくは噴火またはこれらによる津波。
⑧	核燃料物質の有害な特性等による事故。
⑨	大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的な事故による場合には、この規定を適用しません。
⑩	被保険者の妊娠、出産、早産または流産。
⑪	被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。
⑫	被保険者に対する刑の執行。
⑬	住宅または日常生活用動産の差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。
⑭	住宅または日常生活用動産自体の欠陥。ただし、これにより傷害が発生した場合には、この規定を適用しません。
⑮	住宅または日常生活用動産自体の自然の消耗または性質によるさび、かび、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等。
⑯	住宅または日常生活用動産の詐取または紛失。
⑰	被保険者の職務遂行に直接起因する事故。
⑱	専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産の損壊。

#### 4. 付加できる特約とその概要

付加できる特約は次の通りです。詳細については約款の特約条項をご参照ください。

特約の名称	概要
保険料月払いに関する特約	保険料の払込が月払いとなります。

#### 5. 保険期間

この保険の期間は1年間です。保険始期日の午前0時に始まり、保険始期日の1年後の同一日付の前日の24時に終わります。

保険料払込日と保険始期日が同一日の場合は、保険料の領収時刻より前に発生した事故による損害に対して、弊社は保険金をお支払いしません。

#### 6. お引受条件

(1) お客様は、弊社がおすすめる商品プラン一覧の中から、ご希望の商品プランをお選びください。性別や年齢による加入制限は特にございませぬ。

★ (2) 次の場合はお引受けできません。

① 同一の被保険者が、弊社の他の損害賠償責任保険に既に参加している場合

② 過去3年以内に、賠償責任保険の保険金を、3回または合計5万円以上受領したことがある場合。

③ 保険契約申込者が日本国内に在住していない場合。

★ (3) 保険金の支払いが集積し、経営維持に重大な影響があると認められる場合に限り、保険金を削減してお支払いすることがあります。

★ (4) 保険料の計算基礎が、予定する損害に照らして大幅に乖離しており、保険契約満了日まで継続して保険責任を負うことが困難と認められる場合に限り、実施日から保険期間残余分における保険金額の減額を行うことがあります。

## 7. 保険料および保険料払込について

(1) 保険料は商品プランにより決定されます。実際にお客様に払い込みいただく保険料については、保険申込書（または保険申込画面）にてご確認ください。保険料の払込方法は次の通りです。

払込方法	払込手段		払込期日	支払保険料
一括払	コンビニ払込	一括払保険料	保険始期日	一括払保険料
	銀行振込			
	クレジットカード払			
月払 (*1)	クレジットカード払	初回保険料	保険始期日	月払保険料
		第2回目以降の保険料	上記の1ヶ月後以降各月の保険始期応当日(*2)	月払保険料

(\*1) 保険料月払いに関する特約を付加した場合に適用されます。

(\*2) 払込期日の翌月末日までを保険料払込猶予期間とします。

★(2) 保険料の計算基礎が、予定する損害に照らして大幅に乖離しており、保険契約満了日まで継続して保険責任を負うことが困難と認められる場合に限り、実施日から保険期間残余分における保険料の増額を行うことがあります。

## 8. 満期返戻金、契約者配当金

この保険には、満期返戻金及び契約者配当金はありません。

## 9. 解約および解約返戻金の有無について

ご契約を解約される場合は、弊社までご連絡ください。保険料払込方法が一括払の場合は、保険期間のうち未経過であった期間に対し、解約返戻金をお支払いします。なお、保険料月払いに関する特約を付加した場合は、解約払戻金はありません。

お客さまへのお願い: 被保険者が保険契約者と異なる場合には必ずその旨をお申し出いただき、この書面の重要な事項を必ず被保険者にお伝えください。
--